

同 市原町区上波佐字寺崎三八二番地
 同 市原町区上波佐字寺崎三八七番地
 同 市原町区上波佐字南谷地四九番地二
 同 市原町区上波佐字南谷地一六三番地
 同 市原町区上波佐字南谷地一六八番地
 同 市原町区上波佐字南谷地一七〇番地
 同 市原町区上波佐字南谷地一七三番地
 同 市原町区上波佐字南谷地一七五番地
 同 市原町区上波佐字北谷地一二四番地一
 同 市原町区上波佐字北谷地一二九番地一
 同 市原町区上波佐字北谷地一三〇番地一

(農地管理課)

福島県告示第七百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字東町三三八番地先から 同 市滑川字中町七一八番一地先まで	A	A	一一・五〇	二二〇・〇
		B	B	二七・五〇	二五六・九
		変更前	変更後		
		A	B	一一・五〇 三五・〇〇	二二〇・〇 二五六・九

(道路計画課)

福島県告示第七百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留塔寺線	河沼郡会津坂下町大字塔寺字杉境二〇六七番一地先から 同 郡同 町大字塔寺字大門一五一九番一地先まで	変更前	変更後	一〇・九〇 三六・三〇	四〇五・九
		A	B	一〇・九〇 三六・三〇	四〇五・九 四〇五・九

(道路計画課)

福島県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道三九九号	いわき市小川町上小川字中戸渡三七番一六地先から 双葉郡川内村大字下川内字バク五〇一番一地先まで	変更前	変更後	五・〇〇 三六・〇〇	一、六九二・八
		A	B	五・〇〇 三六・〇〇	一、六九二・八 一、二〇〇・〇

福島県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字東町三三八番地先から 同 市滑川字中町七一八番一地 先まで	平成二十七年一〇月二八日

（道路計画課）

福島県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤留塔寺線	河沼郡会津坂下町大字塔寺字杉境二〇六七番一地先から 同 郡同 町大字塔寺字大門 一五一九番一地先まで	平成二十七年一〇月二七日

（道路計画課）

福島県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字兎渡路五番三地先から 同 市平豊間字兎渡路二番五地 先まで	平成二十七年一〇月二八日

（道路計画課）

福島県告示第七百六十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南会津建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 一級河川阿賀野川水系阿賀川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十七年十月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置
南会津郡南会津町系沢字岩淵三千十番二地先から同郡同町系沢字高畑二千七百六十六番七地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一、八二七・〇五平方メートル

（河川計画課）

公 告

公告第249号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける漁業取締船建造2701工事について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る工事の件名及び数量
漁業取締船建造2701工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号
- 5 落札金額
788,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年7月7日

（農林総務課）